

添付法令資料 4 :

知的財産法を合一するベトナム国会事務局の合一文書 (目次)
2022 年 7 月 8 日付第 11/VBHN-VPQH 号合一文書

- 第 1 編 総則 (第 1 条ないし第 12 条)
- 第 2 編 著作権及び隣接権
 - 第 1 章 著作権及び隣接権の保護条件
 - 第 1 目 著作権の保護条件 (第 12a 条ないし第 15 条)
 - 第 2 目 隣接権の保護条件 (第 16 条及び第 17 条)
 - 第 2 章 著作権及び隣接権の内容、権利の限界及び保護期間
 - 第 1 目 著作権の内容、権利の限界及び保護期間 (第 18 条ないし第 28 条)
 - 第 2 目 隣接権の内容、権利の限界及び保護期間 (第 29 条ないし第 35 条)
 - 第 3 章 著作権及び隣接権の所有者 (第 36 条ないし第 44a 条)
 - 第 4 章 著作権及び隣接権の移転
 - 第 1 目 著作権及び隣接権の譲渡 (第 45 条及び第 46 条)
 - 第 2 目 著作権及び隣接権の利用権の移転 (第 47 条及び第 48 条)
 - 第 5 章 著作権及び隣接権の登録証明 (第 49 条ないし第 55 条)
 - 第 6 章 著作権及び隣接権の団体代理、助言及びサービスの組織 (第 56 条及び第 57 条)
- 第 3 編 工業所有権
 - 第 7 章 工業所有権の保護条件
 - 第 1 目 発明に対する保護条件 (第 58 条ないし第 62 条)
 - 第 2 目 工業意匠に対する保護条件 (第 63 条ないし第 67 条)
 - 第 3 目 回路配置に対する保護条件 (第 68 条ないし第 71 条)
 - 第 4 目 商標に対する保護条件 (第 72 条ないし第 75 条)
 - 第 5 目 商号に対する保護条件 (第 76 条ないし第 78 条)
 - 第 6 目 地理的表示に対する保護条件 (第 79 条ないし第 83 条)
 - 第 7 目 営業秘密に対する保護条件 (第 84 条及び第 85 条)
 - 第 8 章 発明、工業意匠、回路配置、商標及び地理的表示に対する工業所有権の確立
 - 第 1 目 発明、工業意匠、回路配置、商標及び地理的表示の登録 (第 86 条ないし第 99 条)
 - 第 2 目 工業所有登録出願書 (第 100 条ないし第 107 条)
 - 第 3 目 工業所有登録出願書の処理及び保護証書発行の手續 (第 108 条ないし第 119a 条)
 - 第 4 目 国際出願書及び国際申請並びに国際出願書及び国際申請の処理 (第 120 条及び第 120a 条)
 - 第 9 章 工業所有権の所有者、内容及び限界

- 第 1 目 工業所有権の所有者及び内容 (第 121 条ないし第 131a 条)
- 第 2 目 工業所有権の限界 (第 132 条ないし第 137 条)
- 第 10 章 工業所有権の移転
 - 第 1 目 工業所有権の譲渡 (第 138 条ないし第 140 条)
 - 第 2 目 工業所有対象の利用権の移転 (第 141 条ないし第 144 条)
 - 第 3 目 発明に対する利用権の移転の強制 (第 145 条ないし第 147 条)
 - 第 4 目 工業所有権の移転契約の登録 (第 148 条ないし第 150 条)
- 第 11 章 工業所有の代理 (第 151 条ないし第 156 条)
- 第 4 編 植物の品種に対する権利
 - 第 12 章 植物の品種に対する権利の保護条件 (第 157 条ないし第 163 条)
 - 第 13 章 植物の品種に対する権利の確立
 - 第 1 目 植物の品種に対する権利の確立 (第 164 条ないし第 173 条)
 - 第 2 目 保護登録の出願書及び出願書処理手続 (第 174 条ないし第 184 条)
 - 第 14 章 植物の品種に対する権利の内容及び限界
 - 第 1 目 植物の品種に対する権利の内容 (第 185 条ないし第 189 条)
 - 第 2 目 植物の品種に対する権利の限界 (第 190 条ないし第 191b 条)
 - 第 15 章 植物の品種に対する権利の移転 (第 192 条ないし第 197 条)
- 第 5 編 知的財産権の保護
 - 第 16 章 知的財産権の保護に関する通則 (第 198 条ないし第 201 条)
 - 第 17 章 民事措置による知的財産権の侵害処理 (第 202 条ないし第 210 条)
 - 第 18 章 行政及び刑事措置による知的財産権の侵害処理並びに知的財産に関連する輸出入商品の検査
 - 第 1 目 行政及び刑事措置による知的財産権の侵害処理 (第 211 条ないし第 215 条。ただし、第 215 条は削除されている。)
 - 第 2 目 知的財産に関連する輸出入商品の検査 (第 216 条ないし第 219 条)
- 第 6 編 施行条項 (第 220 条ないし第 222 条)